

○泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費についての条例

昭和40年7月26日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、本組合の用務のため旅行する管理者、副管理者及び会計管理者、議会の議員、監査委員、公平委員会の委員、その他の職員並びに職員以外の者(以下これらを「職員等」という。)に対して支給する旅費について、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の額等)

第2条 職員等に支給する旅費、日当及び宿泊料の額は、泉佐野市の例による。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年6月21日から適用する。

付 則(平成13年6月25日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第5号)

(施行期日)

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月1日泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、変更後の泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費についての条例第1条の規定は適用せず、改正前の泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費についての条例第1条の規定は、なおその効力を有する。